

## 平成24年度 実践的な手術手技向上研修事業実施団体公募要領

### 1. 総 則

近年、医療安全への社会的な関心が高まり、手術手技の修練も患者で行う前に、O J T (on the job training)による臨床経験を積んだ上で、さらに模型や動物等を使用して十分な練習を行うことが求められている。

しかし、より先進的で高度な手術手技はO J Tの機会が少なく、複雑な解剖学的構造を有する部位の手術のトレーニングは人体との解剖学的差異から模型や動物等を用いることが難しい場合もあるため、海外では幅広く行われている遺体を使用した手術手技向上のための研修（サージカルトレーニング）を我が国においても実施し、普及させる必要がある。

このため、厚生労働省では、実践的な手術手技向上研修を実施することとし、研修事業を実施する団体（以下「実施団体」という。）を選定するため、以下の要領で実施団体を公募するもの。

### 2. 事業の目的

遺体を使用した手術手技向上のための研修を実施し、広く普及させることにより、医療技術や医療安全の向上を図ることを目的とする。

### 3. 研修について

- (1) 実施団体：医学部又は歯学部を有する大学  
1 大学を採択することとする。
- (2) 事業期間：平成25年3月31日まで
- (3) 開催回数：10回以上
- (4) 開催期間：原則として1日／回
- (5) 受講者数：20人程度／回
- (6) 受講資格：診療に従事する医師・歯科医師
- (7) 講 師：研修科目を教授できる医師等
- (8) 研修内容：日本外科学会・日本解剖学会が示している「臨床医学の教育及び研究における死体解剖のガイドライン」に沿って、遺体を使用した手術手技の実地修練、遺体の使用に関する留意事項等

### 4. 研修の実施について

- (1) 研修については、多くの者が受講できるよう期間を分けた複数開催など、受講者への配慮を行うものとする。
- (2) 受講者の募集にあたっては、広く対象地域の医師・歯科医師に周知するものとする。
- (3) 受講者の決定にあたっては、実施主体である団体に所属する職員以外の参加について特に配慮して行うものとする。
- (4) 研修実施後は、受講者の意見を把握するとともに研修の効果等を検証し、研修

内容・運営方法等の評価を行い、厚生労働省に報告するものとする。

#### 5. 本事業に係る委託費の交付について

(1) 本事業の委託費については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省</sup><sub>労働省</sub>令第6号）の規定によるほか別に定める「平成24年度 実践的な手術手技向上研修事業委託費交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の定めるところによる。

(2) 本事業に係る委託費の交付については、8,948千円を基準額（上限額）とする。

なお、委託費の内容は、研修事業の実施に必要な経費（賃金、謝金、旅費、消耗品費、会議費、印刷製本費、役務費（通信運搬費、雑役務費）使用料及び賃借料）に限る。

#### 6. 応募団体に関する諸条件

本事業の応募者（以下、「応募団体」という。）は、次の条件を全て満たす団体であることとする。

- (1) 本事業に関する会計処理等の事務処理を適切に実施できる能力を有する団体であること。
- (2) 本事業を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等に管理能力を有すること。
- (3) 日本に拠点を有していること。
- (4) 厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 予算決算及び会計令（昭和22年4月30日勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

#### 7. 応募方法等

##### (1) 企画書の作成及び提出

「平成24年度 実践的な手術手技向上研修事業企画書」を作成し、必要部数を以下の提出期間内に提出すること。

企画書は、用紙サイズはA4とし、様式は任意とするが、以下の項目について具体的に記載すること。

〔記載項目〕

- ① 研修の実施に係る会計処理等の事務処理の実施体制
- ② 応募大学における研修実施の目的（考え方）及びこれまでに遗体を使用した手術手技研修を実施した実績の有無（ある場合はその内容）

- ③ 献体受付、遺体管理の体制
- ④ 本事業に係る研修の実施回数及び時期
- ⑤ 研修の実施体制
  - ・研修の実施・内容に対する審査・評価体制  
(専門委員会の設置、倫理委員会への諮問等)
  - ・講師・スタッフ等の人員(氏名、所属機関、役職名)
  - ・研修に必要な医療機器等の設備
- ⑥ 研修内容
  - ・プログラム(担当講師、実習・座学の別も記載のこと)
  - ・研修場所
- ⑦ 研修の周知方法、受講者の募集方法・選定基準
- ⑧ 研修費の積算(別紙様式2による)

## (2) 応募方法

提出期間及び提出先等は以下のとおり。

### ① 提出期間

平成24年9月25日(火)～平成24年10月11日(木) ※必着

### ② 提出先及び問い合わせ先

提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局医事課医事係 あて

※ 郵送する場合は、封筒の宛名面に「平成24年度 実践的な手術手技向上研修事業企画書在中」と朱書きで記載すること。

問い合わせ先：厚生労働省医政局医事課医事係 泊

TEL：03-5253-1111(内線2568)

FAX：03-3591-9072

※問い合わせは、平日の午前9時30分から午後17時30分(正午～午後1時を除く)とする。

### ③ 提出書類及び部数

- |                                |    |
|--------------------------------|----|
| ア 公募様式(別紙様式1による)               | 1部 |
| イ 平成24年度 実践的な手術手技向上研修事業企画書     | 7部 |
| ウ 団体経歴(概要)、寄附行為等の応募団体の活動が分かる資料 | 7部 |

## 8. 実施団体の選定について

(1) 厚生労働省医政局医事課において、応募団体が、応募条件に該当する旨を確認の上、提出された企画書等の評価(非公開)を行い、その結果に基づき実施団体を選定する。

(2) 評価は以下の手順により実施する。

### ① 書類評価

提出された企画書等について医政局医事課において応募条件への適合性等について評価する。

② ヒアリング

必要に応じ、応募団体に対しヒアリングを実施する。

なお、ヒアリングに出席しない場合は応募を辞退したものと見なす。

③ 書類評価（及びヒアリング）を踏まえ、実施団体を選定する。